3220	ペンタフルオロエタン	継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充てん禁止容器又は繊維強化プラスチック複合容器	c		P	1,000L（継目なし容器にあつては3,000L）
3252	ジフルオロメタン		c		P	
3296	ヘプタフルオロプロパン		—		—	
3297	酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタンの混合物 （酸化エチレンの含有率が8.8質量%以下のものに限る。）		c		P	
3298	酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物 （酸化エチレンの含有率が7.9質量%以下のものに限る。）		c		P	
3299	酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物 （酸化エチレンの含有率が5.6質量%以下のものに限る。）		c		P	
3300	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物 （酸化エチレンの含有率が87質量%を超えるものに限る。）		c		P	
3303	その他の圧縮ガス （毒性かつ酸化性のもの）	x				
3304	その他の圧縮ガス （毒性かつ腐食性のもの）	x				
3305	その他の圧縮ガス （毒性、引火性かつ腐食性のもの）	x				
3306	その他の圧縮ガス （毒性、酸化性かつ腐食性のもの）	x				
3307	その他の液化ガス （毒性かつ酸化性のもの）	x				
3308	その他の液化ガス （毒性かつ腐食性のもの）	x				
3309	その他の液化ガス （毒性、引火性かつ腐食性のもの）	x				
3310	その他の液化ガス （毒性、酸化性かつ腐食性のもの）	x				
3318	アンモニア水溶液 （15℃で比重が0.880未満でアンモニアの含有率が50質量%を超える水溶液）	継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充てん禁止	c		P	1,000L（継目なし容器にあつては3,000L）
3337	冷媒用ガスR404A		1.39	1.13	P	

3338	冷媒用ガスR407A	容器又は繊維強化プラスチック複合容器	1.17	1.01	P	
3339	冷媒用ガスR407B		1.21	1.00	P	
3340	冷媒用ガスR407C		1.15	1.01	P	
3354	殺虫ガス類 （引火性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）		c		P	
3355	殺虫ガス類 （毒性かつ引火性のもの） （他に品名が明示されているものを除く。）		c		P	
3374	アセチレン（溶媒を含まないもの）		c		P	

注　1　容器の欄に掲げる容器は、それぞれ容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第2条の継目なし容器、溶接容器、超低温容器、低温容器、ろう付け容器、再充てん禁止容器又は繊維強化プラスチック複合容器をいう。
　　2　本表に掲げる容器のほか、IMDGコード4.1.4.1の「P200」に適合するシリンダ、圧力ドラム、シリンダ束、チューブ又は集合ガス容器を使用することができる。
　　3　表中「c」は、1.05を熱帯地方で65℃、その他の地方で45℃における当該ガスの比重（単位：kg/L）で除した値とする。ただし、超低温容器又は低温容器に充てんする場合にあっては、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重に10分の9を乗じて得た値の逆数とする。
　　4　表中「P」は、熱帯地方で65℃、その他の地方で45℃において当該容器の耐圧試験圧力（容器保安規則第2条第26号の耐圧試験圧力をいう。以下同じ。）の5分の3倍とする。ただし、超低温容器又は低温容器に充てんする場合にあっては、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおいて、当該容器の耐圧試験圧力の5分の3倍とする。

P201

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器又は金属製容器（気密に密封されたものに限る。）	5L（毒性ガスにあっては1L）	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1、4H2、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1及び3H2	

注　容器は、第25条の4に規定する容器等級Ⅲの危険物に係る要件に適合するものでなければならない。

P203

容器	定数	最大圧力	許容容量
超低温容器	c	P	1,000L

注　1　容器の欄に掲げる容器は、容器保安規則第2条の超低温容器をいう。
　　2　本表に掲げる容器のほか、IMDGコード4.1.4.1の「P203」に適合する極低温容器を使用することができる。
　　3　表中「c」は、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重に10分の9を乗じて得た値の逆数とする。